

経税部  
だより

〈2024年適用税制改正事項〉

## 暦年課税と相続時精算課税の見直し

税理士 西川 真幸

贈与税には暦年課税制度と相続時精算課税制度とがあります。暦年課税制度はよく知られているように年間の贈与額が基礎控除110万円以下の場合には課税されず、申告も不要です。相続時精算課税制度の場合は総額で2,500万円まで贈与税は課されませんが、贈与者の相続発生時に相続財産に加算して（贈与財産が）相続税の対象となります。2024（令和6）年以降の暦年課税制度と相続時精算課税制度について、改正が行われました。

## 1. 暦年課税制度

暦年課税制度は、受贈者が贈与を受ける財産の価額が年間110万円以下は贈与税が課されませんが、贈与者の相続開始前3年以内の贈与については相続財産に加算（生前贈与加算）して相続税の対象となります。従来は相続開始前3年以内とされていましたが、改正後は相続開始前7年以内の贈与について相続税の対象とされました。具体的な贈与の時期と加算対象期間は下表のようになります。

贈与の時期		加算対象期間
～23（令5）年12月31日		相続開始前3年間
24（令6）年 1月1日～	贈与者の相続開始日	
	24（令6）年1月1日～ 26（令8）年12月31日	相続開始前3年間
	27（令9）年1月1日～ 30（令12）年12月31日	24（令6）年1月1日～ 相続開始日
	31（令13）年1月1日～	相続開始前7年間

（国税庁HPより引用）

上表のとおり、相続開始日が2026（令和8）年12月31日までは加算対象期間は従来と同じ相続開始前3年間となります。加算対象期間が7年間となるのは、相続開始日が2031（令和13）年1月1日以降です。なお、3年から7年に延長された4年間に受けた贈与については総額で100万円までは相続財産に加算しないこととされています。

## 【生前贈与加算の具体例】

（問）夫は、2028（令和10）年4月1日に亡くなり、長男と長女は相続により財産を取得しました。長男と長女が夫から生前に贈与（暦年課税）により取得していた財産の価額は次のとおりです。これらの財産の価額は夫の相続財産にどのように加算されますか。

贈与年月日	①23（令5）年 4月1日	②24（令6）年 3月10日	③25（令7）年 3月15日	④26（令8）年 5月20日	⑤27（令9）年 5月15日
長男	200万円	200万円	100万円	100万円	200万円
長女	200万円	150万円	300万円	200万円	200万円

（答）お尋ねの場合、相続開始日が2028（令和10）年4月1日のため、加算対象期間は2024（令和6）年1月1日から相続開始日までの間となります。したがって、②から⑤までの贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算されます。なお、この加算の対象となる財産のうち相続開始前3年以内の贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。各人の相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は次のとおりです。

（相続開始前3年以内の贈与以外） （相続開始前3年以内の贈与）

長男：（②200万+③100万-100万）+（④100万+200万）=500万円

長女：（②150万+③300万-100万）+（④200万+200万）=750万円

※①の贈与により取得した財産の価額については、2023（令和5）年12月31日以前の贈与のため、相続税の課税価格に加算されません。

（国税庁HPより引用）

## 2. 相続時精算課税制度

相続時精算課税は、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上（特定贈与者という）であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができますが、相続時精算課税を選択した場合、その後同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。相続時精算課税では、総額2,500万円までは無税（贈与税）で財産を移転することができますが、2,500万円を超える場合は超えた金額の20%（税率）の贈与税が課されます。相続時精算課税を選択するに

は、最初に「相続時精算課税選択届出書」を提出し、特定贈与者からの贈与については少額であっても贈与税の申告が必要となり、特定贈与者の相続発生時には、相続財産に加算して全ての贈与財産が相続税の対象となります。

2024（令和6）年1月1日改正後は、相続時精算課税制度においても暦年課税同様に年間110万円の基礎控除が設けられました。したがって、特定贈与者からの年間110万円以下の贈与については贈与税の申告が不要となり、さらに相続財産への加算の対象外とされましたので、相続税の対象からも除外されます。暦年課税では、相続開始前7年以内の贈与財産が相続税の対象とされましたが、相続時精算課税では、年間110万円以下の贈与は全くの無税となりました。

## 【相続時精算課税のメリット】

- ①子や孫の若い世代に早期に財産を移転することができる。
- ②贈与時の価額（時価）で相続財産に加算されるので、将来の値上がりが見込める資産の移転は相続税対策に有効となる。
- ③収益物件の移転は、収益を後継者に移転できる。
- ④改正により年間110万円以下の贈与は無税で移転できる。

## 【相続時精算課税のデメリット】

- ①贈与時の価額（時価）で相続財産に加算されるので、将来の値下がりが見込まれる資産の移転は不利益となる。
- ②相続時精算課税を適用して贈与した土地は、小規模宅地等の評価減の適用ができない。
- ③相続の場合は不動産取得税が非課税となるが、贈与の場合は不動産取得税がかかる。また、登記に必要な登録免許税が相続の場合に比べ税率が高くなる。

最大のデメリットは、受贈者が特定贈与者より先に亡くなった場合、受贈者の相続人が相続時精算課税の適用に伴う権利義務を承継することです。したがって、父（受贈者）が祖父（特定贈与者）から相続時精算課税により財産を取得して、父が祖父より先に亡くなった場合には、父本来の相続財産に加え祖父から取得した財産に対しても相続税の対象となり、また祖父が死亡した場合には、父の相続人が父の相続時精算課税の適用に伴う権利義務を承継しますので、父の相続人は父が祖父から取得した財産について祖父の相続税の申告納付義務を負います。つまり、父が祖父から相続時精算課税により取得した財産について、父の相続発生時と祖父の相続発生時に二度課税されてしまうリスクがあります。

図表 暦年課税と相続時精算課税の比較  
（改正前）

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者の要件	制限なし	60歳以上の父母又は祖父母
受贈者の要件	制限なし	18歳以上の推定相続人又は孫
基礎控除	年間110万円	なし ※1
税率	累進税率	一律20% ※2
生前贈与加算	相続開始前3年間 ※3	制限なし ※4
贈与税の申告	年間110万円以下は不要	少額でも申告必要

※1 総額2,500万円までは贈与税は非課税

※2 2,500万円を超える部分について課税

※3 生前贈与加算の対象は、相続又は遺贈により財産を取得した方だけで、相続又は遺贈により財産を取得していない方は対象とならない。

※4 全ての贈与財産が対象

## （改正後）

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者の要件	制限なし	60歳以上の父母又は祖父母
受贈者の要件	制限なし	18歳以上の推定相続人又は孫
基礎控除	年間110万円	年間110万円 ※1
税率	累進税率	一律20%
生前贈与加算	相続開始前7年間 ※2	※3
贈与税の申告	年間110万円以下は不要	年間110万円以下は不要

※1 改正により相続時精算課税においても110万円の基礎控除が設けられた。

※2 改正により3年から7年に延長された4年間に受けた贈与については総額で100万円までは相続財産に加算しないこととされた。

※3 改正後は年間110万円以下の贈与については加算対象外とされた。